

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請(一三九、一四〇・環境整備課).....	1
自然環境保全地域の指定の一部改正(一四一・自然保護課).....	2
道路区域の変更(一四二、一四三・道路課).....	2
建築基準法による道路位置の指定の廃止(一四四・仙北地域振興局建設部).....	3
公告	
県営土地改良事業計画の決定(山本地域振興局農林部).....	3
県営土地改良事業の換地処分(山本地域振興局農林部).....	4
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	4
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部).....	5
特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(建設管理課).....	5
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件.....	5

告 示

秋田県告示第百三十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請について次のとおり告示し、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設に係る変更を行うことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類(以下、「申請書等」という。)を縦覧に供する。

なお、同法第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条第六項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全

上の見地からの意見書を知事に提出することができる。
平成十八年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 株式会社小松環境産業
住所 にかほ市三地字中山二十八番地の七
代表者の氏名 代表取締役 高浦秀明
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
にかほ市三地字中山二十八番地の七
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第八号に掲げる廃プラスチック類の焼却施設及び同条第十三号の二に掲げる産業廃棄物の焼却施設
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及びゴムくず(これらの廃棄物のうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 五 申請年月日 平成十七年十二月二十六日
- 六 申請書等の縦覧の場所、期間及び時間
(一) 縦覧場所
由利本荘市水林四百八番地 秋田県由利地域振興局福祉環境部
(2) にかほ市平沢字鳥ノ子淵二十一番地 にかほ市市民部生活環境課
(三) 縦覧期間 平成十八年二月二十四日から同年三月二十三日まで
(四) 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで
七 意見書の提出期限及び提出先
(一) 提出期限 平成十八年四月六日
(二) 提出先 六(一)に同じ。

秋田県告示第百四十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請について次のとおり告示し、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設に係る変更を行うことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類(以下、「申請書等」という。)を縦覧に供する。

なお、同法第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条第六項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全

上の見地からの意見書を知事に提出することができる。
平成十八年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 株式会社合川環境
住所 北秋田市増沢字増沢口十五番地の二
- (二) 代表者の氏名 代表取締役 酒田正克
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
北秋田市増沢字増沢口十五番地の二
- 三 産業廃棄物処理施設の種類の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条
第八号に掲げる廃プラスチック類の焼却施設
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず(これらの廃棄物のうち特別管理産業廃棄物であ
るものを除く。)及び感染性産業廃棄物
- 五 申請年月日 平成十八年一月十七日
- 六 申請書等の縦覧の場所、期間及び時間
(一) 縦覧場所
(1) 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一 秋田県北秋田地域振興局鷹巣阿仁福
社環境部

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			A	B		
県道	旧	能代五城目線	山本郡山本町豊岡金田字金光寺五二番三から森岳字岩瀬一九〇番一	山本郡山本町豊岡金田字金光寺五二番三から森岳字岩瀬一九〇番一	一六・〇〇〃七〇・〇〇	二・二二九
			山本郡山本町森岳字東飛塚四九番一から字岩瀬一九〇番一	山本郡山本町森岳字東飛塚四九番一から字岩瀬一九〇番一	六・〇〇〃四一・〇〇	〇・七三八
新	能代五城目線	能代五城目線	山本郡山本町豊岡金田字金光寺五二番三から森岳字岩瀬一九〇番一	山本郡山本町豊岡金田字金光寺五二番三から森岳字岩瀬一九〇番一	一六・〇〇〃六〇・〇〇	二・二二九
			山本郡山本町豊岡金田字金光寺五二番三から森岳字岩瀬一九〇番一	山本郡山本町豊岡金田字金光寺五二番三から森岳字岩瀬一九〇番一	一六・〇〇〃六〇・〇〇	二・二二九

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課

- (2) 北秋田市花園町十九番一号 北秋田市市民生活部生活環境課
- (一) 縦覧期間 平成十八年二月二十四日から同年三月二十三日まで
- (二) 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで
- (三) 意見書の提出期限及び提出先
- 七 提出期限 平成十八年四月六日
- (一) 提出先 六(一)に同じ。

秋田県告示第四百四十一号

自然環境保全地域の指定(昭和五十一年秋田県告示第二百六号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。
平成十八年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

表秋田県羽黒山自然環境保全地域の項中「八森町」を「八峰町八森」に改める。
表以外の部分中「秋田県環境保健部自然保護課」を「秋田県生活環境文化自然保護課」に改める。

秋田県告示第四百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十八年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

(二) 期間 平成十八年二月二十四日から同年三月九日まで

秋田県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
	新	旧	森岳鶉川線	山本郡山本町森岳字山崎二二八番二から字町尻七七番三地先まで	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	
			森岳鶉川線	山本郡山本町森岳字長田七〇番二から字町尻七七番三地先まで	一三・〇〇〇～四七・〇〇〇	一八・〇〇〇～四七・〇〇〇	〇・九四四
							一・一〇〇

り道路の区域を変更する。

平成十八年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年二月二十四日から同年三月九日まで

秋田県告示第四百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおり廃止したので、公告する。

平成十八年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の廃止箇所	道路の延長	道路の幅員	廃止年月日
大仙市川目字川目百番地 須藤 米 男	大曲市日の出町一丁目三十九番二	三五メートル	四・六三メートル	平成十八年二月十五日

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の者から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 能代市常盤字町辺七十七番地渡辺博ほか十四人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（常盤本郷地区担い手育成基盤整備事業（区画整理型））計画書の写し

(二) 縦覧期間 平成十八年二月二十七日から同年三月二十七日まで

(三) 縦覧場所 能代市役所

二 山本郡藤里町藤琴字藤琴十二番地伊藤礼二ほか十四人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（藤琴地区担い手育成基盤整備事業（区画整理型））計画書の写し

(二) 縦覧期間 平成十八年二月二十七日から同年三月二十七日まで
 (三) 縦覧場所 藤里町役場

平成十八年二月十六日県営土地改良事業(金岡地区担い手育成基盤整備事業(一三工区))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員(の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

- 仙北郡美郷町南町字千刈田一番地 高橋 龍治
- 大仙市横堀字南福嶋六十八番地 草 弼 吉太郎
- 仙北郡美郷町六郷字小婦氣百二十九番地 高橋 鉄実
- 大仙市清水字金鏡二百五十九番地 明 平 昉 喊
- 堀見内字福嶋百二番地の一 大 川 丈 夫
- 太田町駒場字中村百十一番地 伊 藤 喜 由
- 仙北市角館町白岩堂野口百番地 相 馬 武 夫
- 大仙市大曲字下高畑二十六番地の一 高 橋 周 作
- 清水字北大吹六番地 高 橋 東 悦 郎
- 四ツ屋字櫛ノ木八十六番地 小 松 賢 一 郎
- 太田町国見字五本塚十八番地 黒 澤 智 志
- 上郷野字吉田百二十八番地の一 富 岡 弘
- 高岡上郷字卯時田百三十九番地の一 伊 藤 順
- 清水字下黒土千二百三十四番地 高 橋 規 男
- 高梨字水里六十五番地一 佐 々 木 五 郎
- 横堀字表木十八番地 伊 藤 稔
- 仙北郡美郷町土崎字関根六十七番地 佐 々 木 輝 男
- 大仙市鏝見内字板屋三百四十七番地 佐 々 木 良 司
- 花館上町十五番五十号 近 江 久 雄

二

- 大仙市藤木字乙新藤木百三十二番地 佐 藤 吉 友
- 仙北郡美郷町畑屋字室町百五十七番地 大 久 保 伸 一
- 大仙市豊川字堂ノ前七番地 田 村 榮 一
- 大曲福見町十一番二十三号 高 橋 長 一 郎
- 長野字下川原百五十番地 高 橋 長 一 郎
- 就任理事の住所及び氏名
- 大仙市横堀字表木十八番地 伊 藤 稔
- 仙北市角館町白岩堂野口百番地 相 馬 武 夫
- 大仙市堀見内字福嶋百二番地の一 大 川 丈 夫
- 清水字金鏡二百五十九番地 明 平 昉 喊
- 上郷野字吉田百二十八番地の一 富 岡 弘
- 横堀字南福嶋六十八番地 草 弼 吉太郎
- 鏝見内字板屋三百四十七番地 佐 々 木 良 司
- 長野字下川原百五十番地 高 橋 長 一 郎
- 弘田字下弘田百八十八番地 土 井 文 夫
- 清水字北大吹六番地 高 橋 東 悦 郎
- 藤木字乙新藤木百三十二番地 佐 藤 吉 友
- 太田町国見字五本塚十八番地 黒 澤 智 志
- 花館上町十五番五十号 近 江 久 雄
- 高岡上郷字下関根六十三番地 草 薙 節 雄
- 仙北郡美郷町安城寺字竹花五番地 鈴 木 直 勝
- 南町字千刈田一番地 高 橋 龍 治
- 大仙市豊川字堂ノ前七番地 田 村 榮 一
- 太田町駒場字中村百十一番地 伊 藤 喜 由
- 仙北郡美郷町土崎字関根六十七番地 佐 々 木 輝 男
- 六郷字小婦氣百二十九番地 高 橋 鉄 実
- 大仙市高梨字下沖田二百六十五番地 松 本 鉄 博
- 四ツ屋字新屋敷五十八番地 児 玉 裕 一
- 大曲福見町十一番二十三号 高 橋 周 作
- 大曲字下高畑二十六番地の一 高 橋 規 男
- 清水字下黒土千二百三十四番地 高 橋 規 男
- 退任監事の住所及び氏名
- 大仙市豊岡字谷地三十一番地 信 田 勇 一
- 高梨字上川原百七十一番地 熊 谷 晴 司
- 大曲字小貫二十七番地 藤 田 農 夫 雄

三

大仙市長野字六日町三十九番地 佐藤 秀一
 仙北郡美郷町上深井字矢矧殿六十一番地 田 中 昭次郎
 就任監事の住所及び氏名

大仙市長野字六日町三十九番地 佐藤 秀一
 " 大曲字小貫二十七番地 藤 田 農夫雄
 " 高梨字上川原百七十一番地 熊 谷 晴 司
 " 豊岡字谷地三十一番地 信 田 勇 一
 仙北郡美郷町境田字五羽田七十八番地 鈴 屋 昭 治

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仙北郡高梨土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十八年二月十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十八年二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

秋田県公共事業共有統合データベースシステム運用業務（機器リース）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

建設交通部建設管理課 秋田市山王四丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十七年十二月二十八日

四 随意契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社秋田支店 秋田市旭北錦町五番五十号

五 随意契約に係る契約金額

四千七百九十七万四千五百円

六 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号に掲げる理由による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭

和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

介護支援専門員名簿管理支援システム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年三月二十四日（金）

(四) 納入場所

秋田県庁

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十八年二月二十四日（金）から同年三月六日（月）

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年三月十日（金）午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六

十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十八年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

介護サービス情報公表システム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年三月二十四日(金)

(四) 納入場所

秋田県長寿社会振興財団

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(三) 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十八年二月二十四日(金)から同年三月六日(月)までの期間、随時交付する。

(四) 入札執行の日時及び場所

平成十八年三月十日(金) 午前十時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

(五) 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

(六) その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者